

請 願 文 書 表

受付番号	第7号
受付年月日	令和4年5月25日
件名	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度を堅持するための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について
請願者	<p>尼崎市 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 三田市 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p> <p><span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 三田市教職員組合</p> <p>議長 浅居 繁樹 執行委員長 足立 馨</p>
要旨	<p>&lt;請願の趣旨&gt;</p> <p>2021年の義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられますが、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での早期実施が必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。</p> <p>萩生田前文部科学大臣も改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中学校における少人数学級の必要性についても言及しています。</p> <p>学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生しています。ゆたかな学びや働き方改革を実現するためには、加配教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策としての定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。</p> <p>こうした観点から、2023年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中学校・高等学校での35人学級についても、早急に実施すること。また、さらなる少人数学級についても検討すること。</li> <li>2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。</li> <li>3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元すること。</li> </ol>
紹介議員	福田 秀章、松岡 信生、長尾 明憲、檜田 充、美藤 和広、小山裕久
付託委員会	福祉教育常任委員会